

# 農家のみなさまへ

使用済みの農ビ・農ポリ・農POの排出には原発事故の放射線対策が必要です。ていねいに洗浄をしてください。

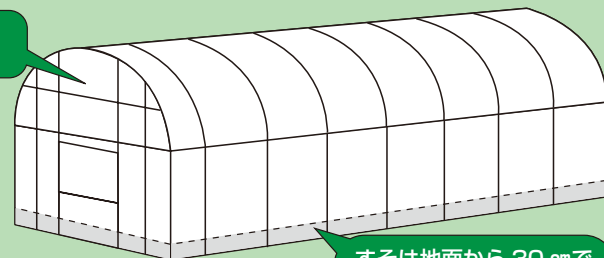
## 廃プラ回収の新しいルール

1. 受入時に放射線検査を実施します。 **受入基準 0.23マイクロシーベルト／時以下**  
洗浄をていねいに行い、土を充分除去してください。
2. 使用済み農ビの分別が変わります。
  - 廃ビニールA 平成23年3月に展張されていた使用済みビニール  
洗ってから梱包してください。特に土の部分は水洗いをします。
  - 廃ビニールB 廃ビニールA以外の使用済みビニール  
廃ビニールAほど厳しくは求めませんが、できる限り土を落としてから梱包します。
  - 廃ポリ 使用済みポリ・PO（ポリオレフィン）等  
これは従来どおりです。

## ビニールの調整方法

- ①できるだけハウスに張ったままの状態、高圧洗浄機などで全体を洗います。
- ②すそ部分は地面から30cmのところをカッターなどで切り離し、水を使って洗います。
- ③平成23年3月に展張していたビニールは特にていねいに洗ってください。
- ④梱包は土が付着しないよう、舗装された場所で行います。つづら折りにしてください。
- ⑤梱包が済んだら、廃プラ登録番号と「廃ビニールA(B)」または「A(B)」と油性ペンではっきりと記入します。
- ⑥分別をして排出します。

できるだけ  
洗浄する。



すそは地面から30cmで  
切り離し、水洗いをする。

## ポリ・PO（ポリオレフィン）等の調整方法

- ①水で洗う必要はありませんが、土などをできるかぎり除去してください。
- ②梱包は土が付着しないよう、舗装された場所で行います。つづら折りか、ぐるぐる巻きにし、分別して排出します。

## 異物混入厳禁！！

回収した廃プラへの異物の混入は、リサイクルの大きな障害になります。  
「再生処理原料」の意識をもち、異物混入をなくしましょう。



●詳しくは市町村又はJAへおたずね下さい●

千葉県農業用廃プラスチック対策協議会

(処理施設) 千葉園芸プラスチック加工株式会社  
東金市小沼田字午開1655-3  
TEL 0475-54-3566

# 搬入対象品目規格

回収処理費は排出事業者（農業者）に負担してもらう必要があります

分類	廃ビニールA	廃ビニールB	廃ポリ
対象品目	平成23年3月に展張されていた塩化ビニールフィルム	廃ビニールA以外の塩化ビニールフィルム	ポリエチレン・サクビ・PO（ポリオレフィン）などのフィルム
洗浄	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ展張した状態で全体を洗う。水洗いを基本とする。</li> <li>すそ部分は切り離して水を使って洗う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるかぎり、土などの付着物を除去する。</li> <li>すそ部分は切り離して水を使って洗う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土などの付着物を充分払い落とす。</li> </ul>
規格 (重さ15kg程度まで)			
結束	排出するフィルムと同種類のものをひもにする。		左と同じか、マイカ線などを利用する。
その他	登録番号と、「廃ビニールA(B)」または(A)(B)を記載		登録番号等記載不要

その他、ポリエチレンフィルムについてはご相談ください。

## 搬入上の注意点

使用済み農業用プラスチックはリサイクルの原料です。  
原料としての意識を持ってお取扱いただきますようお願いします。

- ① 上記品目規格に基づき、かならず洗浄をしてから結束をしてください。
- ② ビニールには、協議会登録番号を記載してください。
- ③ 品目規格を守り、それぞれ区分して結束してください。
- ④ 受入のできないもの：フッ素系フィルム、硬質フィルム、育苗箱、糸入り塩化ビニール、塩ビ管等
- ⑤ **ゴム片、石、金属、竹・木片、作物残渣等**は絶対に混入させないでください。
- ⑥ 運賃経費節減のため、極力土砂・水分は付着させないようにご配慮ください。
- ⑦ 使用済みのビニール・ポリは、劣化が進みますので保管しないで毎年処分してください。
- ⑧ 劣化の著しいものについては分別し別途ご相談ください。

## 使用済み農業用プラスチック リサイクルのための適正処理

- 1 農家から排出される使用済み園芸用プラスチック等については、「千葉園芸プラスチック加工株式会社」（県、市町村、全農千葉県本部及び関係団体出資による第三セクター）で再生処理等を行いますので、この施設で適正に処理しましょう。
- 2 廃プラの回収、運搬等については「市町村廃プラスチック対策協議会」（事務局：市町村又はJA）で回収日時、集積場所、荷造り方法等を指示し一斉回収を実施しています。
- 3 再生処理する廃プラは床材等の中間原料となりますので、農家の皆さんは、搬入規格に十分注意して搬入されるようお願いいたします。